

## 協会会則の抜粋

### (名称)

第1条 本会は、愛知県セルフガード協会（以下「本会」という。）と称する。

- 2 協会の名称を英文により表記する場合には、“Aichi Prefecture Self  
ア プ サ  
-Guard Association”（略称APSA「アプサ」）を用いる。

### (目的)

第3条 本会は、会員相互の緊密な連絡協調及び警察との連携の下、防犯機器・防犯設備（以下「防犯設備等」という。）に関する知識・技術を有する企業及び専門家との連携を図り、防犯設備の設置・保守管理（以下「設置等」という。）を促進するとともに自主防犯活動に必要な知識を広く普及して、犯罪が発生しやすい環境を改善し、安全で安心できる生活空間を確保し、警察等が推進する地域安全活動に対して、安全産業としての特性を生かした参画を図り、もって、安全で安心して生活のできる愛知県づくりに貢献することを目的とする。

### (事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 住宅の防犯設備の設置等に関する広報啓発
- (2) 住宅の優良防犯機器、防犯設備の調査研究及び普及促進
- (3) 防犯関係機関、団体、県民からの防犯相談の対応
- (4) 防犯設備アドバイザーの委嘱運用
- (5) 警察等が推進する地域安全活動への協力
- (6) その他、本会の目的達成のために必要な事業

### (会員)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

#### (1) 会員

防犯設備等の製造、販売又は、施工等の事業を営む事業所で、本会の目的に賛同して入会したものであって、本会事業活動に参画するものを会員とする。

#### (2) 個人会員

防犯設備士、総合防犯設備士、錠施工技師の資格を有する個人等で、本会の目的に賛同して入会したものであって、本会の防犯設備アドバイザー活動に参画するものを個人会員とする。

#### (3) 特別会員

学識経験者又は、本会の事業に関係ある者または団体で、役員会が推薦して入会したものを特別会員とする。

#### (4) 賛助会員

本会の趣旨に賛同して、本会の事業を賛助する団体、事業所とする。